「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に係る処理業(収集運搬業・処分業)変更届出の手引き

平成29年9月

沖縄県環境部環境整備課

1 廃棄物処理法施行規則の改正

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成 29 年環境省令第 10 号)が平成 29 年 6 月 9 日に公布され、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義され、平成 29 年 10 月 1 日に施行されます。

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等は処理基準が追加され、許可においてその取扱いを明らかにすることなりました。

2 許可証の取扱い

沖縄県では、許可証について、下記のとおり取り扱います。

- ・ 平成29年10月1日以降に発行する許可証には、取り扱う廃棄物の種類に、「水銀使 用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」を、「含む」又は「含まない」旨を明 記します(ただし、住所変更等の変更届出に伴う許可証の書換の場合を除く)。記載方 法は下記3のとおりです。
- 施行日に取り扱っている業者は、水銀に係る処理基準を満たしていれば、許可証に「含む」の表記がなくても、引き続き取り扱うことができます。
- 平成 29 年 10 月 1 日の時点でこれらの廃棄物を取り扱っている業者が、更新申請の前に、許可証への記載を希望する場合は、変更届出の提出が必要です(手数料不要)。
- 「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を取り扱わない旨の許可 を受けた業者が、その後「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」を 取り扱う場合には、変更許可が必要となります。

3 許可証の記載方法

(1) 水銀使用製品産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物を「含む」又は「含まない」旨を記載します。

(2) 水銀含有ばいじん等

石綿含有産業廃棄物と同様に、廃棄物の種類(ばいじん・燃え殻・汚泥・鉱さい・廃酸・廃アルカリ)ごとに、水銀含有ばいじん等を「含む」又は「含まない」旨を記載します。

4 変更届出の提出書類(正副2部)

(1) 収集運搬業積替保管なし

- ア 様式第11号
- イ 水銀使用製品産業廃棄物の場合:様式第六号の二(第5、7面) 水銀含有ばいじん等の場合:様式第六号の二(第1、4、5、7面)
- ウ 直近の許可証の写し

(2) 収集運搬業積替保管あり

- ア 様式第11号
- イ 水銀使用製品産業廃棄物の場合:様式第六号の二(第3-2、5、7面) 水銀含有ばいじん等の場合:様式第六号の二(第1、3-2、4、5、7面)
- ウ 直近の許可証の写し

(3) 処分業

- ア 様式第11号
- イ 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がない場合は、 施設の所在地、施設内配置図、水銀使用製品産業廃棄物の保管場所の写真
- ウ 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置内容
- エ 水銀回収が義務付けられている水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を取り扱う場合は、水銀の回収方法(取り扱わない場合は、その旨を記載してください)、中間処理後の残さの処分・再生利用方法
- オ 水銀回収が義務付けられていない水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん 等から水銀を回収する場合は、水銀の回収方法(取り扱わない場合は、その旨を 記載してください)、中間処理後の残さの処分・再生利用方法
- カ 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等を埋立処分する場合は、不溶化
 - ・固型化の方法(取り扱わない場合は、その旨を記載してください)
- キ 主要機器及び付帯設備の配置図、写真
- ク 直近の許可証の写し
- ※ 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所又は主要機器及び付帯設備に変更がある場合は、事前計画書一式(現地確認を実施します)

5 提出先

許可証の交付を受けた保健所 (各保健所の連絡先・住所と管轄区域)

保健所名	連絡先・住所	管轄区域
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中 2-13-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、 東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、 伊是名村
中部保健所環境保全班	098-938-9787 沖縄市美原 1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、 嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、 読谷村、北中城村、中城村
南部保健所環境保全班	098-889-6799 南風原町字宮平 212	那覇市(那覇市の事務を除く。)、浦 添市、豊見城市、糸満市、南城市、南 風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、 久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国 村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根 476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里 438	石垣市、竹富町、与那国町

産業廃棄物処理業 (変更



届出書

平成29年10月 2日

沖縄県知事 殿

届出者

住 所 沖縄県○○市××12番地の34

氏 名 株式会社 〇〇

代表取締役 ○× △△

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 098-***-***

F A X 098-***-***

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る

廃止

変更

以下の事項について

したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に

おいて準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

新

(2) ばいじん(水銀含有ばいじん等)

3 燃え殻(水銀含有ばいじん等)

廃止した事業又は 変更した事項の内/ 容(規則第10条の 10第1項第2号に掲 げる事項を除≰。)

- 1) 水銀使用製品産業廃棄物
- ばいじん(水銀含有ばいじん等) 燃え殻 (水銀含有ばいじん等) 3
- 汚泥(水銀含有ばいじん等)
- (5) 鉱さい (水銀含有ばいじん等) 6 廃酸(水銀含有ばいじん等)
- 廃アルカリ (水銀含有ばいじん等) を含むにするため。
- 汚泥(水銀含有ばいじん等)
 - (5) 鉱さい (水銀含有ばいじん等)
 - 6 廃酸(水銀含有ばいじん等)

(1) 水銀使用製品産業廃棄物

7 廃アルカリ(水銀含有ばいじん等) を取り扱っている。

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

該当する番号すべてに○をつけてください(新・旧欄同一の番号に○をつけてください)。 ※沖縄県では、水銀含有ばいじん等については、石綿含有産業廃棄物と同様に、廃棄物の種 類(ばいじん、燃え殻、汚泥、鉱さい、廃酸、廃アルカリ)ごとに取り扱います(許可証に も産業廃棄物の種類ごとに記載します)。

廃止又は変更の理由

省令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記 載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

- 1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)
 - ・〇〇〇〇で発生する水銀含有ばいじん等を排出事業者指定の処分業者に運搬する。
 - ・水銀含有ばいじん等は、排出事業者との委託契約により適正に収集運搬する。
 - ・適正な処理のため、法に基づく処理基準を遵守する。

水銀含有ばいじん等を収集運搬する場合は、特別管理産業廃棄物に該当しないことが分かるよう、廃棄物の性状や排出事業場、処分場の場所を具体的に記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m³/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	ばいじん (水 銀含有ばいじ ん等)	1 t/ 月	0000	〇×建設 沖縄県〇〇市	非該当	○×環境 ○○市××11番地1
2	廃酸(水銀含 有ばいじん等	1 t/ 月	0000	OO×× 沖縄県OO市	非該当	○×クリーン○○市××2番地3
3	3 取り扱う水銀含有ばいじん等について、すべての産業廃棄物の			収集運搬する廃棄うなものか、具体		
4	種類を記載してください。		EV.	てください。		
5						
6						

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第3-2面)

換算係数は、主な成分と思われる産業廃棄物の種類の

本事例では、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずの

②積替え保管の具体的内容(記載例)

値を用いてください。 積替え保管場所の所在地:沖縄県〇〇市

			一一 本事例では、カラベくダ・コングリードくダ・岡磁路くダの
NT.	産業廃棄物の	保管面積 / m²	換算係数(1.00)を用いています。
No	種類	保管高さ / m	
		保管量 / m³(t)	/
		1.0 m ²	品目ごとに容器に入れ、他
1	水銀使用製品	1.5 m	1.0×1.0×1.5=1.5m³ の物と混合しないよう仕切
	産業廃棄物	1.5 m ³	1. 5×1. 00=1. 5t りを設ける。
		(1.5 t)	
	ばいじん(水	1.5 m ²	
2	銀含有ばいじ	0.5 m	1.0×1.5×0.5=0.75m³ 蓋付きの容器に入れ、屋内
	ん等)	0.75 m ³	0.75×1.26=0.95t で保管する。
		(2.8 t)	
	廃酸(水銀含	1.0 m ²	$1.0 \times 1.0 \times 1.0 = 1.0 \text{m}^3$
3	有ばいじん 等)	1.0 m	(1.0×1.25=1.25t) 蓋付きの容器に入れ、屋内
		1.0 m ³	で保管する。
		(1. 25 t)	
		12.0 m ²	$(2.0\times3.0\times1.5)\times2$
4	金属くず	1.5 m	=18.0m³ コンテナにて保管し、上か
	,,,,,	18.0 m ³	18.0×1.13=20.34t らシートを被せる。
		(20.3 t)	(コンテナ2機分)
	ガラスくず、	12.0 m ²	
	コンクリート	1.5 m	2.0×3.0×1.5=9.0m³ コンテナにて保管し、上か
5	くず及び陶磁	9.0 m ³	9.0×1.00=9.0t らシートを被せる。
	器くず(再利	(9.0 t)	(コンテナ1機分)
	用不可)	200 2	
	ガラスくず、	36 m ²	屋外にて容器を用いずに
	コンクリート	1.5 m	6.0×6.0×1.5=54㎡ 保管する。
6	くず及び陶磁	54 m ³	54×(1.48+1.00)/2 適宜散水し、シートをかぶ
	器くず、がれ	(67.0 t)	=66.96t ることで粉じん等の発生

保管する産業廃棄物の種類ごとに、保管面積 (m2)、高さ(m)、保管量(重量(t)及び体積(m3)) を記載し、小数点以下1桁まで示して下さい。

き類の混合物

左記の保管量等の算定根拠を記載して下さい。 また、面積等の自動計算ソフトなどを用いて計算し た場合は、その旨を明記して下さい。

を防止する。

- ※ 欄が足りない場合は、同様の表を別紙に作成して下さい。
- ※ ここに記載した保管量の算定根拠及び保管方法等が分かる図面又は写真等を併せて添付して下 さい。
- ※ 積替え保管を行う場所ごとに、当該様式を作成して下さい。

※沖縄県では、施行規則第9条の2で定められた様式第六号の二(第3面)について、上記の記載事 項を設け、(第3-2面)としています。

- 4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)
- (1) 車両毎の用途

沖縄あ****(バン)… ばいじん(水銀含有ばいじん等)、廃酸(水銀含有ばいじん等)

水銀含有ばいじん等については、水銀の飛散流出、混合防止措置、高温防止措置などをとる必要があるため、それらの措置をとれる車両を記載してください。

- (2) 収集運搬業務を行う時間 : 平日の 9:00 ~ 17:00
- (3) 休業日 : 日曜、祝祭日、年末年始(12月28日から1月3日)

従業員数の内訳

平成29年10月2日現在

申請者又は申	政令第6条の10で	相談役、顧問等					
請者の登記上	準用する第4条の7	申請者の登記	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
の役員	に規定する使用人	外の役員					
3人	1人	0人	1人	5人	3人	0人	13人

- 5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)
- (1) 運搬に際し講ずる措置

水銀使用製品産業廃棄物(○○○○)は、△△△△という運搬方法をとり、他の廃棄物と混合しないよう、区分して運搬する。

- ・水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないように、また他の廃棄物と混合され大気汚染防止措置のない破砕施設等で処理されることを防ぐため、品目ごとに形状、大きさ、材質に適した容器に入れる等、破損防止の措置をとり、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集運搬してください。
- ・上記の \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc には具体的な製品名、 \triangle \triangle \triangle には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

- ・水銀は常温で揮発することに鑑み、水銀含有ばいじん等に水銀が金属水銀として含まれる場合は、当該水銀含有ばいじん等の性状を踏まえて必要に応じ、蓋付きの容器に入れる、二重に梱包する、シートで覆う等、運搬中に揮発した水銀が運搬容器又は梱包から漏れることのないようにしてください。また、高温下では水銀の揮発が促進されるため、高温にさらされないために必要な措置を講じてください。
- ・上記の△△△△には、使用する容器や具体的な運搬方法について、詳しく記載してください。
- (2) 積替え保管施設において講ずる措置

水銀使用製品産業廃棄物(○○○○)は、△△△△という保管方法をとり、他の廃棄物と混合しないよう、仕切りを設け、区分して保管する。

水銀含有ばいじん等は、△△△△という保管方法をとり、他の廃棄物と混合しないよう、区分して保管する。

上記「(1) 運搬に際し講ずる措置」に記載した留意事項に加えて、水銀使用製品産業廃棄物については、仕切りを設ける、専用の容器に入れる等、他の物と分けて保管してください。

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称 用途 水銀使用製品(〇〇〇〇) 運搬過程において水銀使用製品が破損することのない容器を使用してください。 注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。 撮影 〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称 用途 ばいじん (水銀含有ばいじん等) 運搬過程において水銀が揮発・漏洩することのない容器を使用してください。 注意事項 ・容器等の全付 容器については、必要に応じ、燃え殻等他の種類の運搬 容器についても記載してください(必要に応じ、ページを増やしてください)。

産業廃棄物処理業変更



年 月 日

沖縄県知事 殿

届出者

住 所 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

F A X

年 月 日付け第

号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る

廃止

以下の事項について

したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に

おいて準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

		新		旧
	1	水銀使用製品産業廃棄物	1	水銀使用製品産業廃棄物
	2	ばいじん(水銀含有ばいじん等)	2	ばいじん(水銀含有ばいじん等)
廃止した事業又は	3	燃え殻(水銀含有ばいじん等)	3	燃え殻(水銀含有ばいじん等)
変更した事項の内	4	汚泥 (水銀含有ばいじん等)	4	汚泥(水銀含有ばいじん等)
容(規則第10条の	5	鉱さい(水銀含有ばいじん等)	5	鉱さい (水銀含有ばいじん等)
10第1項第2号に掲	6	廃酸(水銀含有ばいじん等)	6	廃酸(水銀含有ばいじん等)
げる事項を除く。)	7	廃アルカリ(水銀含有ばいじん等)	7	廃アルカリ(水銀含有ばいじん等)
	を言	含むにするため。	を	取り扱っている。

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

	(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍
	氏 名	役職名・呼称	住	所
廃」	発止又は変更の理由 省令に水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が定義されたため			

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

事業計画の概要

1.	事業の全体計画	(変更許可申請時には変更部分を明確にして記	記載すること)

| 2. 取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

۵. 4	2. 以外放力性未免、特別自在性未免未物)の性類及び建版重等								
	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m³/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

備考 取り扱う (特別管理) 産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

②積替え保管の具体的内容

積替え保管場所の所在地:

	产業皮棄物の	保管面積 / m²	算定根拠	保管方法
No 産業廃棄物の 種類		保管高さ / m		
	作业共	保管量 / m³(t)		
		m^2		
1		m		
1		m^3		
		(t)		
		m ²		
2		m		
_		m^3		
		(t)		
		m ²		
3		m		
		m^3		
		(t)		
		m^2		
4		m 3		
		m^3		
		(t)		
5		$rac{ ext{m}}{ ext{m}^3}$		
		(t)		
		m^2		
		m		
6		m ³		
		(t)		
		m^2		
		m		
7		m ³		
		(t)		
		\mathbf{m}^2		
		m		
8		\mathbf{m}^3		
		(t)		

※沖縄県では、施行規則第9条の2で定められた様式第六号の二(第3面)について、上記の記載事項を設け、(第3-2面)としています。

_								
4	. 収集運搬業	美務の具体的な計	画(車両毎の用	途、収集運	搬業務を行	う時間、	休業日及び	従業員数を含
も	·。)							
			従業	美員数の内記	尺			
		T	T		ı	I	年 月	日現在
E	申請者又は申	政令第6条の10で	相談役、顧問等					
ij	青者の登記上			事務員	運転手	作業員	その他	合 計
	の役員	に規定する使用人	外の役員					
	人	人		人	人	人		. 人

5.	環境保全措置の概要	(運搬に際し講ずる措置、	積替施設又は保管施設において	講ずる措置を含む。)

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称		用途			
		<u> </u>			
注意事項					
・容器等の全	体が写るように撮影すること。				
		撮影	年	月	日
		•			

運搬容器等の名称		用途					
注意事項							
・容器等の全体	が写るように撮影すること。						
			•				
		撮影		年	月	日	